資料２１

東京都立産業技術研究センター　剰余金の概要及び利益処分案について

損　益　計　算　書

経常収益	5,133百万円
臨時利益	139百万円
合計	5,272百万円

経常費用	4,734百万円
臨時損失	139百万円
当期未処分利益	399百万円
合計	5,272百万円

経常収益　5,133百万円

- 自己収入等※1　1,298百万円
- 標準運営費交付金（効率化係数対象）　3,434百万円
- 標準運営費交付金（効率化係数対象外）
- 特定運営費交付金　378百万円
- 補助金等収益　23百万
- 臨時利益　139百万円

経常費用　4,734百万円※2

- 剰余金　399百万円
- 経常費用　4,333百万円
- 経常費用　※3　378百万円
- 経常費用　※4　23百万円
- 臨時損失　139百万円

剰余金の発生要因

- 自己収入の増加によるもの　70百万円
- 効率的な業務執行によるもの　310百万円
- 契約･業務の見直し等によるもの　20百万円

利益処分（案）※5

認定（全額）

【目的積立金】

経営努力認定額　３９９百万円

翌事業年度に中期計画に定めた剰余金の使途に充てることができる

（非認定）　積立金　0円

※1　自己収入等の内訳

手数料収益	240百万円
使用料収益	48百万円
受講料収益	17百万円
指導事業収益	3百万円
受託事業収益	238百万円
外部資金導入研究収益	89百万円
資産見返勘定戻入	663百万円
計	1,298百万円

※2　経常費用の内訳

業務費	2,762百万円
一般管理費	1,919百万円
施設整備費	23百万円
財務費用	30百万円
計	4,734百万円

※3特定運営費交付金は費用が発生する毎に同額を収益計上するため、交付金額と費用は同額になる。

※4補助金等収益は概算交付した補助金を金額確定後精算するものであるため、収益金額と費用は同額になる。

【経営努力認定の考え方】

業務実績評価の評定「1」「2」がおおむね８０％以上

↓

法人は東京都に対し、剰余金の金額と発生要因を報告

↓

年度計画との対比により利益の発生要因を把握

① 交付金及び補助金等に基づく収益以外の収益が増加したことによる利益であることを確認したうえで、経営努力により生じたものとして認定する。（会計基準７１〈参考４（１））

② 計画どおり事業を実施し、かつ業務を効率的に行った結果費用が減少したことを確認したうえで、剰余金の全部または一部を経営努力として認定する。（会計基準７１〈参考４（２））

③ その他法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとして認定する。（会計基準７１〈参考４（３））